液石法事務の指定都市長への移譲について

第12次地方分権一括法※(平成4年法律第44号)が令和5年4月1日に施行され、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号、以下、「液石法」という。)に係る知事の事務・権限の一部が指定都市の長に法定移譲されました。 ※地域の自主性及び自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

1 申請・届出窓口等

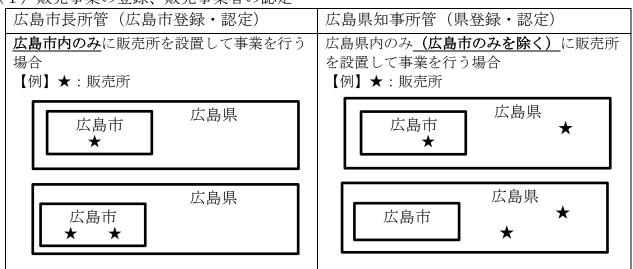
令和5年度以降は次のとおり変更となりました。

【販売事業・保安業務】	広島県知事 ※従来どおり
・広島市以外の市町に係る事業者	広島県危機管理監消防保安課
・広島市以外の市町も含む事業者	危険物・高圧ガスグループ
【施設・設備等】	〒730-8511 広島市中区基町 10-52
・広島市以外に所在する施設・設備	<u>TEL:082-513-2791</u> (ダイヤルイン)
【販売事業・保安業務】	広島市長(広島市消防局長)
・広島市のみに係る事業者	広島市消防局予防部指導課 危険物係
【施設・設備等】	〒730-0051 広島市中区大手町五丁目 20-12
・広島市に所在する施設・設備	TEL: 082-546-3482 (ダイヤルイン)

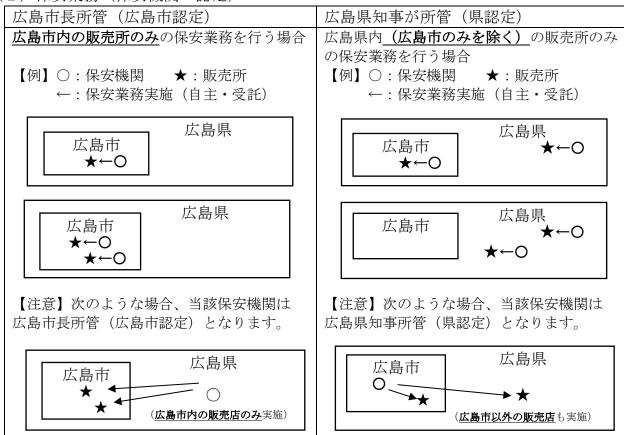
【備考】令和5年3月31日までに液石法の規定により広島県知事の登録、認定、許可等を受けた事業者、施設等は、広島市消防局長の登録、認定、許可等を受けたものとみなされます。 (広島市消防局長への行政庁移管に係る手続きは不要です。)

2 液石法の所管行政庁について

(1) 販売事業の登録、販売事業者の認定

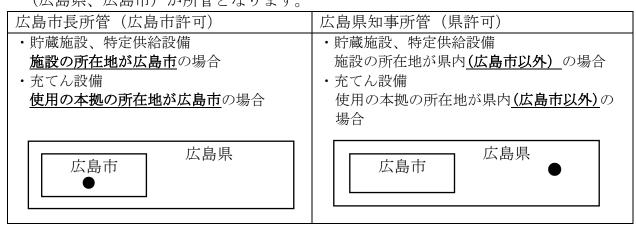


(2) 保安業務(保安機関の認定)



(3) 貯蔵施設、特定供給設備、充てん設備(許可)

販売事業の登録、保安機関の認定を行っている行政庁(経済産業省、広島県、広島市)にかかわらず、それぞれの施設の所在地、使用の本拠の所在地を管轄する行政庁 (広島県、広島市)が所管となります。



(4) 液化石油ガス設備工事関係(届出)

広島県条例により各市町に事務を移譲しているため、手続きに変更はありません

- ①液化石油ガス設備工事
 - 施設・建築物の所在地を管轄する消防本部(局)への届出
- ②特定液化石油ガス設備工事事業 事業所の所在地を管轄する消防本部(局)への届出